

総 監 第 5 4 号
令和7年11月6日

総社市長 片 岡 聡 一 様

総社市議会議長 三 宅 啓 介 様

総社市監査委員 風 早 俊 昭

総社市監査委員 岡 崎 亨 一

総社市議会の請求に基づく監査の結果について

令和7年8月25日付けで地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第98条第2項の規定に基づき提出された監査請求書について、監査を実施したので、法第199条第9項の規定により、その結果を報告し、公表する。

記

第1 請求の趣旨

令和7年6月6日付けのNHK報道「岡山 総社市の第三セクター虚偽申請で市から補助金受け取る」に起因し、総社市議会（以下「市議会」という。）としては、令和7年6月25日に「総社市に対する報道を受けての行動決議」を議決し、これまで、所管の委員会において継続的に調査を行ってきた。今後、当局に対する提言をとりまとめるにあたり、議会外の見解も規範とするため監査委員に対して監査を求めるとして、令和7年8月25日付けで法第98条第2項の規定に基づき市議会から「令和3年度から令和7年度において総社市が一般財団法人そうじゃ地食べ公社（以下「公社」という。）に対して交付している「そうじゃのお米支援補助金（以下「お米補助金」という。）」の正当性について」の監査及びその結果に関する報告の請求があった。

第2 監査の実施

1 監査の対象

令和3年度から令和7年度におけるお米補助金及び総社産米のふるさと納税返礼品（以下「返礼品」という。）を監査の対象とした。

2 監査対象部局

総合政策部ふるさと納税推進課，総務部財政課，産業部農林課，市議会を監査対象とした。

3 監査の期間

令和7年8月27日から令和7年11月4日まで

4 監査を実施した監査委員名

風 早 俊 昭

三 宅 啓 介（令和7年10月1日まで）

岡 崎 亨 一（令和7年10月2日から）

5 監査の方法

法第199条第8項の規定に基づき，関係部局から監査に必要な関係資料の提出を求め，関係部局の職員及び市議会の所管委員会委員長に対し，聞き取り調査を行い，関係書類の内容確認及び照合等による監査を行った。

6 監査の主な着眼点

公社に対するお米補助金の正当性について検討するにあたり，市議会での審査，公社から返礼米の調達手続きと代金の支払い事務，お米補助金の創設から現在に至るまでの予算要求から議案提出までの編成事務とお米補助金の交付事務までについての事務処理の監査を実施した。

第3 監査の結果

1 監査により認められた事実

（1）市議会における審査

令和3年からの本会議及び担当委員会等の会議録を確認した結果，令和3年2月定例市議会のお米補助金創設時の市議会においては，議論が行われた形跡があるものの原案どおり可決している。その後においては，毎年，お米補助金が当然のこととして補正予算を含め，原案どおり可決されている。

市議会でのお米補助金に対する議論は，お米補助金が創設された年を除くと，本年の報道を踏まえた後の議論のみであり，取り立ててなされた形跡は認められない。

なお，お米補助金と直接関係はないが，令和6年には，市議会の議会事務事業評価において「ふるさと納税」について審査し，「今後，事業内容の改善を図りながら，事業が拡大するよう取り組むべきと考える。」とする提言がなされている。

（2）総社産米の確保に関する公社との取引

令和3年産米については，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び総社市契約規則第14条の3第1項のただし書の規定を適用し，令和2年12月21日付で公社1者に対して「総社市ふるさと納税返礼品（米）購入単価及び配送仕様書（以下「仕様書」という。）」によ

り、購入単価の見積もりを徴し、同月24日に公社から見積書が提出され、翌25日に令和2年から令和4年の債務負担行為として、総社市副市長と公社代表理事が「総社市ふるさと納税返礼品購入単価契約書（以下「契約書」という。）」を取り交わしている。令和3年4月1日付で返礼米の配送予定（同年11月から翌年3月分）に基づき支出負担行為決議書を決議し、令和4年3月1日付で返礼米の実績見込みが当初寄附見込みを超えるため増額の支出負担行為決議書（変更）を決議している。11月発送分の請求書が公社から提出され、12月23日の支払いを最初に3月発送分の4月14日支払いまで、計5回にわたり月ごとに支払いを行っている。令和4年4月1日付で返礼米の配送予定（同年4月から同年10月分）に基づき支出負担行為決議書を決議し、令和5年1月17日付で返礼米の配送完了に伴う減額の支出負担行為決議書（変更）を決議している。4月発送分の請求書が公社から提出され、5月26日の支払いを最初に10月追加発送分の12月1日支払いまで、計8回にわたり月ごとに支払いを行っている。

令和4年産米については、前年度と概ね同様の手続きにより公社との取引がなされていた。

令和5年産米については、前年度の仕様書を変更し、概ね同様の手続きにより公社との取引がなされていた。

令和6年産米については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び総社市契約規則第14条の3第1項のただし書の規定を適用し、令和5年11月13日付で公社1者に対して昨年度までの仕様書の別表を変更した仕様書により、購入単価の見積もりを徴し、同月24日に公社から見積書が提出され、同日に令和5年から令和7年の債務負担行為として契約書を取り交わしている。令和6年4月1日付で返礼米の配送予定（同年11月から翌年3月分）に基づき支出負担行為決議書を決議し、同年12月1日付で寄附が当初の想定より多く返礼米が不足することが見込まれるため増額の支出負担行為決議書（変更）を決議し、令和7年2月10日付で返礼米の寄附申込が当初の想定より多いため債務負担行為限度額一杯の増額の支出負担行為決議書（変更）を決議している。同月20日には返礼米の追加募集分に伴う令和6年から令和7年の債務負担行為を決議している。11月発送分の請求書が公社から提出され、12月19日の支払いを最初に3月発送分の4月10日支払いまで、計5回にわたり月ごとに支払いを行っている。令和7年4月1日付で返礼米の配送予定（同年4月から同年10月分）に基づき支出負担行為決議書を決議している。4月発送分の請求書が公社から提出され、5月15日の支払いを最初に9月発送分の10月16日支払いまで、計7回にわたり月ごとに支払いを行っている。

令和7年産米については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び総社市契約規則第14条の3第1項のただし書の規定を適用し、令和6年11月11日付で公社1者に対して昨年度までの仕様書の別表を変更した仕様書により、購入単価の見積もりを徴し、同月25日に公社から見積書が提出され、同日に令和6年から令和8年の債務負担行為として契約書を取り交わしている。令和7年2月18日付けで昨今の米価高騰により契約単価内で令和7年11月以降配送分の返礼米の調達が困難と見込まれるため、公社から見積もりを徴し、同年2月19日寄附受付分から単価を変更する債務負担行為変更として変更契約書を取り交わしている。同時に寄附金額を1俵あたり12万円に設定することを決議している。この時以外に寄附金額を設定している文書は確認できていない。令和7年4月1日付で返礼米の送付予定分とし

て支出負担行為決議書を決裁している。

(3) お米補助金の予算編成及び交付事務

令和3年度のお米補助金に関する予算の編成は、当初予算において要求どおりの金額で編成され、同年度2月補正予算において、お米補助金の不用額を減額した金額で編成されている。次に、公社へのお米補助金の交付は、令和3年度は、令和3年産米の11月配送分として令和3年10月15日付けで1俵あたりの費用で算出した金額で交付申請書が公社代表理事から総社市長あてに提出され、同日付で総社市長が交付決定を行い、同年11月28日付けで実績報告書が公社代表理事から総社市長あてに提出されている。これが年度末まで毎月行われ、各月ごとの金額のお米補助金が交付されている。

令和4年度のお米補助金に関する予算の編成は、当初予算において要求どおりの金額で編成され、同年度2月補正予算において、お米補助金の不用額の減額を1万円以下の端数処理を行った金額で編成されている。次に、令和4年度のお米補助金に関する文書は、当局が年度を誤って破棄していることから確認できない。

令和5年度のお米補助金に関する予算の編成は、当初予算において減額査定で金額で編成されている。次に、公社へのお米補助金の交付は、令和5年度は、令和4年産米の4月から10月配送分として令和5年4月1日付けで1俵あたりの費用で算出した金額で交付申請書が公社代表理事から総社市長あてに提出され、同年4月3日に総社市副市長が交付決定を行い、概算払いで同年5月11日にお米補助金を交付している。同年10月23日付けで申込件数の増加に伴う変更交付申請書が公社代表理事から総社市長あてに提出、同日付で総社市副市長が変更交付決定を行い、実績報告書が公社代表理事から総社市長あてに提出され、同年11月16日に増額分の交付を行っている。令和5年産米は11月から3月発送分として同年11月1日付けで1俵あたりの費用を増額して算出した金額で公社代表理事から交付申請され、同日付で総社市副市長が交付決定し、概算払いで令和6年1月4日にお米補助金を交付している。同様の理由により同年3月25日付け変更交付申請、変更交付決定、実績報告が提出され、増額分として同年4月11日にお米補助金を交付している。

令和6年度のお米補助金に関する予算の編成は、当初予算において要求どおりの金額で編成され、同年度11月補正予算において、米価の高騰及び寄附申し出件数の増加などの理由から増額された金額で編成されている。次に、公社へのお米補助金の交付は、令和6年度は、令和5年産米の4月から10月配送分として令和6年4月1日付けで1俵あたりの費用で算出した金額で交付申請書が提出され、同日で交付決定を行い、概算払いで同年4月25日にお米補助金を交付している。令和7年3月3日付けで申込件数の増加に伴う変更交付申請書の提出、同日付で変更交付決定を行い、実績報告書が提出され、同年3月27日に増額分の交付を行っている。令和6年産米は11月から3月発送分として令和6年12月23日付けで1俵あたりの費用を増額して算出した金額で交付申請され、同日付で交付決定し、概算払いで令和7年2月27日にお米補助金を交付している。米価高騰等による経費上昇及び申込件数の増加により、同年3月28日付け変更交付申請、変更交付決定、実績報告が提出され、増額分として同年4月24日にお米補助金を交付している。

令和7年度のお米補助金に関する予算の編成は、当初予算において前年度当初予算より増額した金額で要求され、要求どおりの金額で編成されている。次に、公社へのお米補助金の交付

は、令和7年度は、令和6年産米の4月から10月配送分として令和7年4月1日付けで1俵あたりの費用を増額して算出した金額で交付申請書が提出され、同日で交付決定を行い、概算払いで同年4月24日にお米補助金を交付している。

2 監査委員の判断

(1) ふるさと納税について

ア) 総社市のふるさと納税

本市のふるさと納税は、平成20年度の制度開始当時は5,000円以上の寄附金に対して4,000円相当の返礼を行うこととしてスタートした。

この状態は平成26年度まで原則的に継続されていた。件数、寄附金額は平成20年度が56件で3,529千円、平成26年度は219件で4,704千円であった。

吉備中央町が米を返礼品として本格的に採用して多額の寄附金を収納していたことから、市議会の一般質問を受ける中で本市も本格的に米を返礼品としてふるさと納税を募集したと考えられる。併せてインターネット上のふるさと納税サイトに登録することで本市のふるさと納税額は飛躍的に増大した。そして、平成27年3月には、市内で生産された米及びその加工品（以下「そうじゃ産米等」という。）の消費拡大の推進に関し、基本方針を定め、市、市民、生産者及び事業者の役割を明らかにするとともに、そうじゃ産米等の消費拡大を通じた郷土愛の醸成を図ることにより、本市の農業の活性化に資することを目的として「総社市そうじゃ産米食べ条例」が制定されている。平成27年度は34,213件で650,148千円であり、平成30年度には53,905件で1,688,595千円となっている。なお、当時は返礼品の3割ルールなどの規制はない時代であった。

全国の自治体がお得な返礼品と返礼割合によりふるさと納税による寄附収納を競う状態となり、令和元年度には返礼品の3割、地場産品などの規制が開始された。コロナ禍の本格化もあり、本市のふるさと納税額は縮小することとなった。令和元年度は12,838件で509,814千円となり、令和5年度は21,950件で759,867千円と回復基調であった。

イ) 総社市のふるさと納税の返礼品としての米の調達

本市は、ふるさと納税の返礼品としての米の調達を公社と単価契約による売買契約を結び調達している。この契約は一般の単価契約の形式ではあるが、農家支援のためとして公社の米の取得価格に下限額を条件付ける等、公社の自主性を相当程度規制するものとなっている。

この単価契約では、次年産米について、当年の米価が確定した額を参考として将来の米の価格を想定し、毎年秋ごろに公社からの返礼米の調達額を決定し、数量も見込んでいる。そして、その調達額を基準として先行予約的にふるさと納税の募集を行っていた。募集は当年度の秋から始め、返礼米の発送は次年度の秋から開始している。

この手法は、米価が安定的に推移したならばさほどの齟齬もなく、寄附件数、寄附額の増収に寄与していたものと考えられるが、令和6年産米のごとく米の価格が急激に高騰したときには、公社の取得価格と本市の返礼米の調達価格に差異が生じることとなる。

令和7年産米については、令和6年産米の価格を基準として調達価格、寄附金額を3割ルールに沿い設定しているが、あくまで将来の予測価格が基準である。そして、令和7年2月にはさらなる米価格の高騰を危惧して寄附金額を増額改定している。

令和7年5月には米を返礼品とするふるさと納税の募集を停止している。

ウ) 米の価格が決定される前のふるさと納税の先行予約

本市では、将来価格が決まる次年産米の返礼を当年の晴れの国岡山農業協同組合（以下「JA」という。）の概算金などを参考として次年の返礼米の価格を予想して決め、先行予約的に返礼米の数量を確定し、結果として寄附金を先行して収納している形となる。これは、次年産米については、数か月から1年以上の長期間返礼米という債務を負う結果となっている。

（2）一般財団法人そうじゃ地食べ公社について

ア) 公社の概景

公社は、平成10年2月に財団法人山手村農業公社として設立され、平成17年3月の3市村合併により財団法人農業公社きびの里に名称変更している。そして平成25年4月に現在の一般財団法人そうじゃ地食べ公社となり、登記簿上では、⑤地産地消サポート事業、⑥農産物の生産販売の2項目が（2）生産体系確立に関する事業の一つとして追加されている。

代表理事は、令和7年10月29日の公社理事会まで片岡聡一氏であり、現在の代表理事は山本清志氏である。

出資は、総社市が89%、JAが10%、吉備路商工会が1%であり合計1億円とされている。

イ) 公社の業務

公社の業務は、農地の保全や農作業の代行業務が主なものであったが、現在の公社となつてからは、レトルトカレーの販売や農産物の学校給食、スーパーなどへの配送納入なども行っている。業務で大きな金額となっているのは、ふるさと納税関連業務である。

登記簿上の目的・事業は次のとおり、

目的

この法人は、総社市が有する豊かな自然や地域の特性を有効に活用し、（省略）中心的役割を果たし、もって活力ある地域の創造と住民福祉の向上を図ることを目的とする。

事業

この法人は、目的を達成するために次の事業を行う。

（1）農地利用集積円滑化事業

- ① 農地所有者代理事業
- ② 農地売買等事業
- ③ 研修等事業

（2）生産体系確立に関する事業

- ① 農作業の受委託
- ② 経営体育成及び強化
- ③ 農業生産基盤整備の推進
- ④ 地域特産物の開発販売促進
- ⑤ 地産地消サポート事業

⑥ 農産物の生産販売

(3) その他前記の目的を達成するために必要な事業

ウ) 公社の執行体制

公社の事業計画や収支予算は代表理事が作成し、理事会の承認を受けることになっている。職員は2名であり、他嘱託員、アルバイトにより業務を執行している状況であるが、企画経営等を担う部門は部署としては存在していない。定款上には事務局に関する規定はない。

エ) 公社の財政状態

公社の財政状態は、農業公社時代は農作業の受委託が主体であり、本市から運営補助を受けていた。現在の公社となってからは事業の拡大に伴い赤字幅も拡大したと考えられる。返礼米を本市へ納入することにより、米価が安定状態であったならば一定の利益を得ることができ、公社財政を改善することもあった。少なくとも米価が安定しておればふるさと納税の返礼米事業では大きな赤字になることはなかったが、令和6年度米のように寄附の受付が大部分終了した段階で米価が大きく高騰し、本市の調達価格を超えると公社は自動的に赤字となると思料される。そのため公社は、本市にお米補助金申請を行い、本市は補正予算を措置して補助を行っている。

ふるさと納税事業は、令和5年度までは本市との返礼米単価契約の調達価格及び果物等で利益を得ることができたが、令和6年度についてはお米補助金の増額で赤字化は免れた。

オ) 公社の事業について

公社の事業の進め方、執行、お米補助金申請などについては、具体的な起案、決裁の過程が不明瞭であり、文書の上で確認することはできていない。

(3) お米補助金の正当性について

以上のことから監査を求める事項である「令和3年度から令和7年度において総社市が一般財団法人そうじゃ地食べ公社に対して交付している「そうじゃのお米支援補助金」の正当性について」考察すると、お米補助金は、令和3年度の当初予算において創設されている。当時の市当局の説明は、一般会計予算審査特別委員会産業建設分科会において、「総社産のお米の生産につきまして水田の維持管理を含め、栽培から収穫、加工、出荷販売そしてふるさと納税に至るまで全面的に支援作業を行って来ております。そうじゃ地食べ公社に対して作業活動に必要な経費の一部を補助」しようとするもの、「内容については、もうほぼほぼ負担はふるさと納税に対するものが主な内容。」「この補助金はあくまでも地食べ公社に対する活動支援ということでございまして、ただ想定してますのは、ふるさと納税に対しての活動に大きく経費もかかってまいるといのが想定されますので、それはふるさと納税も含めて総社市の水稻作支援に全力で活動してくださっている地食べ公社に対して一部を補助しようというのが趣旨でございます。」などと述べている。

令和4年度当初予算の説明では同分科会においては、「ふるさと納税も含めた総社市での水稻作を支援するための地食べ公社の活動に対する補助。」、令和4年3月14日の産業建設委員会において、令和3年度一般会計補正予算（第15号）のお米補助金の減額の説明の中で「地食べ公社の活動に際して支援するための補助金でございます。」としている。

令和5年度当初予算の説明では同分科会においては、「ふるさと納税返礼米の確保に関わるそ

うじゃ地食べ公社への補助金。」、令和6年度、令和7年度当初予算については、令和5年度当初予算と同様の説明となっている。また、令和6年12月12日の産業建設委員会における令和6年度一般会計補正予算（第6号）のお米補助金増額の説明の中で「この支援金自体は一般財団法人そうじゃ地食べ公社におけるふるさと納税米の安定確保、返礼米のお米の確保というところで様々な事業に該当するものというところで支出をしておるところでございます。その中で、安定確保といいましても乾燥であったり、調整、保管、そのほか水稻作の作付けによる確保の経費、あと一般財団法人そうじゃ地食べ公社として耕作放棄地を解消してさらにそこにふるさと納税米を作付けしていて、そのような様々な取り組みに対する経費を1俵あたり換算で行っておるところでございます。」などと説明している。そうするとこのお米補助金は、名称に関わらず、ふるさと納税に関わる経費を中心としているけれども公社の活動支援のためのお米補助金として市議会に対して説明され成立したものと考えられる。しかしながら、令和5年度当初予算の説明から、返礼米確保のための公社へのお米補助金と説明が単純化しており、お米補助金創設時の説明の趣旨と変化している。そして、この説明の変化が本年7月、8月の総務生活、産業建設両委員会での市当局の説明が違和感を生じさせた大きな原因ではないかと推測されるのである。

本市のふるさと納税の米の返礼品の調達については、本市と公社との単価契約にあるとおり、公社の米の取得価格に下限を定め、本市の公社からの調達価格が決定されている。農業支援を目的としているものの相当程度公社の自由度を制限していると考えられる。そして、調達価格を基準として寄附金額を決定し、ふるさと納税（寄附）を募ったのである。

令和6年産米のように大半の寄附受付がなされた後において、米の価格が大幅に高騰し、調達価格を超えた際には、自動的に公社は負債を抱えることになると考えられる。公社は本市の指示により米を取得して寄附者に発送している状況であり、本市が公社の負債解消のために資金を投じるのは自明の理とも考えることができる。

また、令和6年8月から10月までの議会事務事業評価において、ふるさと納税の事業評価を行い、事業内容は「改善し継続する」、予算規模は「拡充する」となっている。この提言が本年4月の機構改革でふるさと納税推進課の設置の理由の一つとなったものと考えられるが、一方、米の価格が高騰し当年産米の価格が決まる時節と重なったことで、当局の募集寄附金額の見直しの機会を失することになった可能性も危惧されるところである。

次に令和3年度から令和7年度までの予算・決算資料（調書）によると、このお米補助金の積算は米1俵の単価×俵数となっており、お米補助金創設時の説明から返礼米の確保のための経費が中心であるとの例示的なものと考えられるが、少なくとも決算資料としては不適切なものと認められる。

（4）結論

以上、検討したところからすれば、お米補助金は説明の不明瞭な点、予算における積算が具体的ではなく、例示的であることなど不適切な面は認められるが、返礼米の寄附者への発送は、本市の数量の指示によって公社が米を取得して発送していること。また、調達に関する本市の公社からの調達価格が将来の予測値であり、場合によれば公社に負債を生じる結果となることなどを勘案するとこのお米補助金の正当性は少なからずあるものと判断するものである。

(5) 監査委員の意見

返礼米の価格が定まる前の予想値によるふるさと納税（寄附）の誘因は先物取引的であり、一般にリスクを伴うものとされている。地方公共団体が取り組む手法として奨励されるものではないと考える。

今回の監査請求には直接の関係はないが、ふるさと納税については、令和7年9月17日の山陽新聞朝刊における社説に概ね賛同するものである。